

総務文教常任委員長報告

(H27.3.25)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、**第 8 号議案の平成 2 7 年度亀岡市土地取得事業特別会計予算**は、「京都・亀岡保津川公園」の整備に向けて、用地取得に係る所要の経費を計上したものであります。当該場所でのスタジアム建設に反対の立場から、本予算に対しても反対意見が出されましたが、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 9 号議案の平成 2 7 年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算**は、山林管理に要する経費であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 1 3 号議案から第 4 2 号議案の平成 2 7 年度亀岡財産区ほか 2 9 財産区特別会計予算**について、その内容は、造林、育林等山林の管理経費、並びに関係地域の自治振興のための助成経費等が主なものであります。3 0 財産区いずれも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 4 3 号議案、亀岡市情報公開条例及び亀岡市個人情報保護条例の一部改正**は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 4 4 号議案、亀岡市行政手続条例の一部改正**は、行政手続法の一部改正により、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が設けられたこと等に伴い、本市の行政手続条例において、同様の規定を設けるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 4 5 号議案、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正**は、公益財団法人へ移行された法人について、名称等に変更が生じたことにより、所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 4 6 号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定**については、教育委員長と教育長が一本化され、特別職の身分を有する教育長が設置されることに伴い、関係条例についての規定整備を図るものであります。教育委員会の中立性が担保されないとする反対意見が出されましたが、大津市のいじめ自殺事件を契機として、一連の教育委員会制度改革の取り組みが行われている経過を踏まえつつ、教育委員会の中立性の担保についても、十分、配慮されることを願い、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 4 7 号議案、亀岡市教育委員会委員定数条例の廃止**については、教育委員会委員の定数について、本市においてこれまで実施してきた、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のただし書きに基づく 6 人での運用をやめて、法律の規定どおり 5 人とする事として、当該条例を廃止しようとするものであります。

第46号議案と関連する内容であることから、同様の反対意見が出されましたが、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第48号議案、亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部改正**については、系統的・継続的な学習の充実を図るため、川東小学校と高田中学校の位置を改正し、小・中一貫校として開校しようとするものであります。小・中一貫教育のメリット・デメリットについては、すでに導入済みの他校の事例なども参考にしながら、十分な検証がなされることを望み、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第49号議案、亀岡市立幼稚園条例の一部改正**については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育料を所得に応じた負担へ変更するとともに、新たに実施する預かり保育についての保育料を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第50号議案、亀岡市財産区等基金条例の一部改正**については、決算剰余金及び基金の処分について、処分方法の多様化を図ろうとするものでありますが、各財産区における、本来の財産管理の趣旨を踏まえ、安易に基金の取り崩しがなされないように望み、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

受理番号1、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願については、「子どもの貧困」が大きな社会問題となる中で、小・中学校の教育活動に必要な学用品費、教材費等に係る学校教育予算の増額や、社会見学、修学旅行等の費用の公費での

援助により、保護者負担の軽減を図り、子どもたちにゆきとどいた教育の実現を求めるものであります。

討論の中では、請願の趣旨が、請願事項の一部でも実現ができればということであることから、受け入れやすい内容であるとの賛成意見や、現在、学校において様々な保護者負担がある現実を踏まえ、その負担軽減を図ることにより、義務教育に対する市の姿勢を示すべきという賛成意見も出されました。一方で、今回の請願の根底にある、義務教育の無償化については、本来、国や府に要望すべき内容であるとの反対意見、また、請願文書に基づく審査であることから、その一部の実現でもよいとされるのは、請願の趣旨にはずれるものであり、もう少し内容の精査や見直しが必要であるとの反対意見も出されました。

採決の結果は、賛成少数により、不採択とすべきものと決定しました。

以上、簡単であります。本委員会の報告といたします。

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部改正（案）について

（平成27年度税制改正）

専決する主な内容

法人市民税改正

- ◇ 法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額を見直す法人税改革に係る地方税法の改正に伴い、所要の規定整備を図ること。（亀岡市税条例の改正）

【平成27年4月1日施行】

固定資産税特例措置

- ◇ 地方税法の改正に伴い、本年3月末で切れる土地に係る固定資産税の負担調整措置（減額制度の仕組み等）について、平成29年度まで継続すること。また、関連する都市計画税等に係る規定整備を図ること。（亀岡市税条例・亀岡市都市計画税条例の改正）

【平成27年4月1日施行】

軽自動車税改正

- ◇ 地方税法の改正に伴い、原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の増額改定時期について、平成28年4月1日まで1年間延期すること。（亀岡市税条例の一部を改正する条例の改正）
- ◇ 身体障害者等に対する軽自動車税の減免等の申請期限について、納期限まで（現行：納期限7日前まで）に延長すること。（亀岡市税条例の改正）

【平成27年4月1日施行】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について可決

亀岡市教育委員会委員定数条例を廃止する条例の制定について可決

【審査内容】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長が一本化され、特別職の身分を有する教育長が設置されることに伴い、関係条例について所要の規定整備を行うとともに、亀岡市教育委員会委員の定数について、これまで本市において実施してきた当該法律のただし書きに基づく6人での運用をやめて、法律の規定どおり5人とするものとして、当該委員定数条例を廃止しようとするものです。議案審査の中で、教育委員会の中立性が担保されないとする反対意見がありました。ともに賛成多数で可決しました。

【委員会からの要望】

一連の教育委員会制度改革の取り組みに関して、教育委員会としての中立性の担保について、十分に配慮されるよう要望を行いました。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について可決

【審査内容】

子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育料を所得に応じた負担へ変更するとともに、保護者の子育て支援を目的に、新たに預かり保育を実施することに伴う保育料を定めるものであり、全員賛成により可決しました。

【主な質疑】

問 新たな保育料について、他市との比較は。

答 本年2月に実施した調査によれば、亀岡市の保育料は標準的であり、他市と比べて特に高額であるとは考えていない。

問 保護者への説明はされているのか。

答 保護者に対しては、昨年10月の時点で、新年度から保育料を改定する予定であることを伝えており、また、本年1月には改定金額案を提示して説明を行った。

問 改定金額案を説明したことにより、申込者数が前年度と比べて減少したということはないか。

答 申込者数は前年度と比較して若干減少しているが、それは、少子化等による影響と考えている。